【重要な会計方針】

1．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、退職一時金については費用進行基準を、また「特別経費」､「特殊要因経費」及び「補正予算」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用しております。

また、国立大学法人福島大学業務達成基準取扱要項に基づき学長が特に必要と認めた事業については、業務達成基準を採用しております。

2．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としていますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～50年
構築物	２～60年
工具、器具及び備品	２～15年
車両その他の陸上運搬具	４～７年

なお、国から承継した固定資産については見積耐用年数で、受託研究収入により購入した固定資産については、当該受託研究期間で減価償却しております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）で減価償却しております。

3．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

4．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、一部運営費交付金により財源措置がなされていない分については、当該事業年度末における自己都合要支給額にて引当金を計上しております。

また、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、基準第86第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

5．たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準　低価法

評価方法　移動平均法

6．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

期末日の直物為替相場により円貨に換算しております。

7．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

新発10年国債の決算日における利回りにより計算しております。

8．リース取引の会計処理

リース料総額が３百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

9．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

10．財務諸表等の表示単位

千円未満切捨てにより作成しております。

【注記事項】

Ⅰ．減損会計関係

（減損を認識した固定資産）

1．減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用途	場所	種類	帳簿価額
旧厚生施設（如春荘）	福島県福島市	土地	79,300千円
		構築物	4千円
西養山敷地	福島県福島市	土地	133,000千円
		構築物	64千円

2．減損の認識に至った経緯

旧厚生施設「如春荘」は、平成20年度末に学生の厚生施設としての機能を休止しました。用途変更後も稼働率が著しく低下した状態が続き、今後、使用が想定されないため、減損を認識しております。

「西養山敷地」は、野外体験学習施設として利用してきましたが、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により飛散した放射性物質の影響により利用を休止しました。現在、依然として利用環境改善の見通しが立たず、資産が遊休状態となっているため、減損を認識しております。

3．減損額のうち損益計算書に計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

用途	場所	種類	帳簿価額
旧厚生施設（如春荘）	福島県福島市	土地	22,204千円
		構築物	4千円
西養山敷地	福島県福島市	土地	43,757千円
		構築物	64千円